

## 砺波市後援等名義使用承認基準

1. この基準は、砺波市（以下「市」という。）の名義の使用を承認する場合の事務取扱いについて必要な事項を定めることにより、名義使用承認事務の適正化を図ることを目的とする。
2. この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。
  - (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施に当たって名義の使用をもって支援することをいう。
  - (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該事業の共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
  - (3) 協賛 事業の企画又は運営には参加しないが、事業の趣旨に対して賛意を表することをいう。
3. 承認の基準
  - (1) 事業の主催者が次のいずれかに該当するものであること。
    - ア 国又は地方公共団体
    - イ 学校又はその連合体
    - ウ 公共組合又は営造物法人
    - エ 公益法人及びこれに準ずる団体
    - オ 新聞、通信、放送、映画、学術研究機関等
    - カ 社会教育関係団体等
    - キ 会社又は団体等で、次号の規定に該当するもの
  - (2) 事業の内容が次の全てに該当するものであること
    - ア 事業の目的及び内容が広く市民福祉、教育、文化及びスポーツの普及向上に寄与するもので、公益性があるもの。ただし、宗教又は政治活動と認められるものを除く。
    - イ 営利を主な目的としないもの。
    - ウ 公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれがないと認められるもの。
  - (3) その他、次の要件を全て満たすものであること。
    - ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分と認められること。
    - イ 役員その他事業関係者が信用し得る者であること。
    - ウ 入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合については、事業内容及び規模からみて適当と認められること。
    - エ 開催及び開設にあたって、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。

#### 4. 名義使用承認の申請手続き

- (1) 市の名義の使用承認を受けようとする者は、砺波市後援等名義使用申請書（様式第1号）（以下「名義使用申請書」という。）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。
  - ア 申請団体の概要がわかる規約等
  - イ 事業の内容を記した事業計画書、事業説明書、事業概要書、パンフレット等
  - ウ 切手を貼付した返信用封筒
  - エ 賞状等に押印する場合は賞状等の写し又はその文案
- (2) 市長は、名義使用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、名義の使用承認を決定したときは、申請者に対し砺波市後援等名義使用承認通知書（様式第2号）により通知する。
- (3) 名義の使用承認の決定の通知を受けた後に事業の内容等を変更しようとするときは、申請者は直ちに砺波市後援等名義使用変更申請書（様式第3号）（以下「名義使用変更申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 市長は、名義使用変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、名義の使用変更を決定したときは、申請者に対し砺波市後援等名義使用変更承認通知書（様式第4号）により通知する。
- (5) 名義の使用承認を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにその訂正を命じ、又は当該承認を取り消すものとする。
  - ア 虚偽の申請を行ったとき。
  - イ 承認の条件に違反したとき。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
  - エ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
  - オ 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - カ その他名義を使用させることが相応しくない事態が生じたとき。
- (6) 名義の使用承認を受けた者は、当該事業が終了したときは、砺波市後援等名義使用実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。
  - ア 名義の使用が確認できる要綱又はパンフレット
  - イ 写真又は新聞等の切り抜き
  - ウ 参加者等に料金を徴する事業にあつては、当該事業の収支決算書

様式第1号

## 砺波市後援等名義使用申請書

年 月 日

砺波市長 あて

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者名

電話番号

このたび、下記の事業を開催しますので、砺波市の後援等名義使用を承認願います。

記

後援等の区分	後 援 ・ 共 催 ・ 協 賛
事業の名称	
事業主催団体	
開催日時	
開催場所	
事業の目的 及び内容	
費用徴収の有無	有 ( 円 ) ・ 無
その他の後援等 予定団体	
砺波市の後援等を 必要とする理由	
賞状等への押印の有無	有 ・ 無
前回名義の使用承認 の有無	有 [ 年、承認番号 第 号 ] ・ 無

- ※要添付 ①申請団体の概要がわかる規約等  
②事業の内容を記した事業計画書、事業説明書、事業概要書、パンフレット等  
③切手を貼付した返信用封筒  
④賞状等に押印する場合は賞状等の写し又はその文案

申請者

砺 波 市 長

### 砺波市後援等名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり承認する。

#### 記

1 名義使用の区分

2 対象事業名

3 承認期間 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

4 承認の条件

- (1) 事業を中止し又は変更する場合は、砺波市に届け出ること。
- (2) 事故等が起きた場合は、砺波市に届け出ること。
- (3) 事業終了後、速やかに砺波市後援等名義使用実績報告書及び次に掲げる資料を送付すること。
  - ア 名義の使用が確認できる要綱又はパンフレット
  - イ 写真又は新聞等の切り抜き
  - ウ 参加者等に料金を徴する事業にあつては、当該事業の収支決算書
- (4) 上記の条件に違反した場合又は次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すことがある。
  - ア 虚偽の申請を行ったとき。
  - イ 承認の条件に違反したとき。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるとき。
  - エ 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるとき。
  - オ 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 6 条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - カ その他名義を使用させることが相応しくない事態が生じたとき。

砺波市後援等名義使用変更申請書

年 月 日

砺波市長 あて

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者名

電話番号

年 月 日付け第 号で砺波市後援等名義使用の承認があった事業について、下記のとおり変更したいので承認願います。

変更事項	
変更内容	変更前
	変更後

様式第4号

総 第 号  
年 月 日

申請者

砺波市長 夏 野 修

### 砺波市後援等名義使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記の変更を承認する。

変更事項	
変更内容	変更前
	変更後

## 砺波市後援等名義使用実績報告書

年 月 日

砺波市長 あて

(申請者) 住 所 〒

団 体 名

代表者名

電話番号

年 月 日付け第 号で砺波市後援等名義使用の承認があった事業を終了したので、下記のとおり報告します。

### 記

後援等の区分	後 援 ・ 共 催 ・ 協 賛
事業の名称	
事業主催団体	
開催日時	
開催場所	
行事の概要	
参加者数	
賞状等へ押印をした場合、 対象者の住所及び氏名	

- ※要添付 ①名義の使用が確認できる要綱又はパンフレット  
②写真又は新聞等の切り抜き  
③参加者等に料金を徴する事業にあつては、当該事業の収支決算書